

宗教法人法の一部を改正する法律案 概要

一 報告及び質問を行うことができる要件の拡充等（第78条の2関係）

1. 報告及び質問を行うことができる要件の拡充

報告及び質問を行うことができる要件を、「宗教法人が宗教団体性の要件を欠いている疑いがあると認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは規則に違反し、又はその業務若しくは事業の管理運営が著しく適正を欠いている疑いがある」と認めるときに拡充すること。

2 質問を行う場合の立入り（同意要件の撤廃）

質問を行う場合において、所轄庁の職員が質問するために必要な限度において宗教法人の施設に立ち入ることができること〔立入り拒否等は、10万円以下の過料（第88条第10号）〕。

※ なお、報告及び質問を行う場合には、現行法において、①宗教法人審議会への諮問を経るとともに、②宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならないこととされている。

二 勧告、命令等の新設（第78条の3関係）

1 勧告

所轄庁は、宗教法人が一の1（下線部）と認めるときは、当該宗教法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができること（当該宗教法人が期限内に勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる）。

2 命令

所轄庁は、1の勧告を受けた宗教法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該宗教法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができること。

3 宗教法人審議会への諮問等

- (1) 1の勧告及び2の命令に当たっては、宗教法人審議会の意見を聴かなければならないこと。
- (2) 所轄庁は、1の勧告及び2の命令に当たっては、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならないこと。

三 財産に関する保全処分の新設（第81条の2関係）

1 裁判所は、宗教法人について、解散の裁判の請求があった場合等には、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、その決定があるまでの間、宗教法人の財産に関し、管理人による管理を命ずる処分その他の必要な保全処分を命ずることができること（会社法第825条の準用）。

2 1のほか、所要の会社法の規定を準用すること。

【施行期日：公布の日から起算して10日を経過した日】